

# 大分県環境審議会総合政策部会 審議事項 資料

(令和2年1月22日開催)

## 【審議事項】

- ・大分県環境マネジメントシステムの平成30年度実績について



# 大分県環境マネジメントシステムの平成30年度実績について

## ■大分県環境マネジメントシステムの概要

### 1 目的

県の事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境保全活動の推進に寄与するため、県独自のシステムを構築したものを。

### 2 運用開始 平成23年4月から

### 3 適用範囲 県の全組織の全所属（各種委員会・病院局・企業局・教育委員会・警察本部含む）

### 4 導入経緯

県では、平成11年1月に本庁3庁舎の知事部局を適用範囲としてISO14001の認証を取得し、平成21年度まで環境負荷低減に取り組んできたが、その一方で、本庁3庁舎の知事部局のみの取組であったことから、ISO14001の認証を継続せず対象を全所属に拡大して、県独自の新しい環境マネジメントシステム(EMS)を構築した。

### 5 具体的な取組 以下の5つの取組を一体的に実施、進行管理

#### (1) 対外的業務(環境施策の推進)

- ① 第3次環境基本計画の着実な推進
- ② 環境に配慮した公共事業の推進

#### (2) 対内的業務(エコオフィス活動の推進等)

- ③ 地球温暖化対策実行計画の推進
- ④ グリーン購入推進方針による物品調達
- ⑤ 環境法令を遵守した庁舎管理業務

(別紙1「大分県環境マネジメントシステムスキーム図」参照)

### 6 外部評価

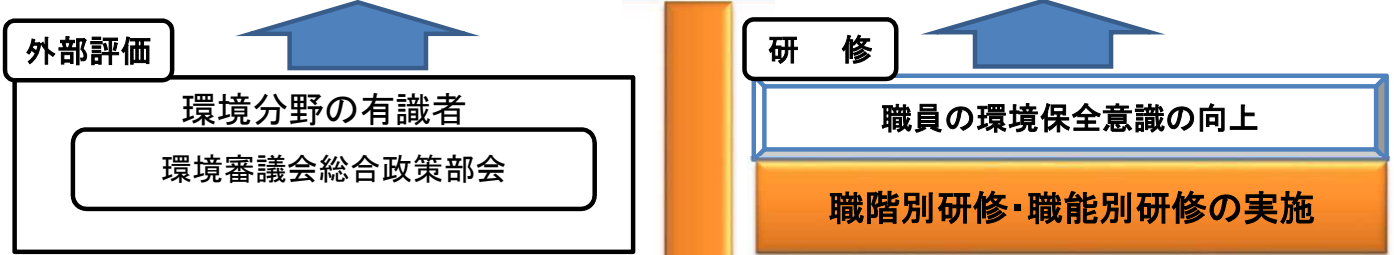
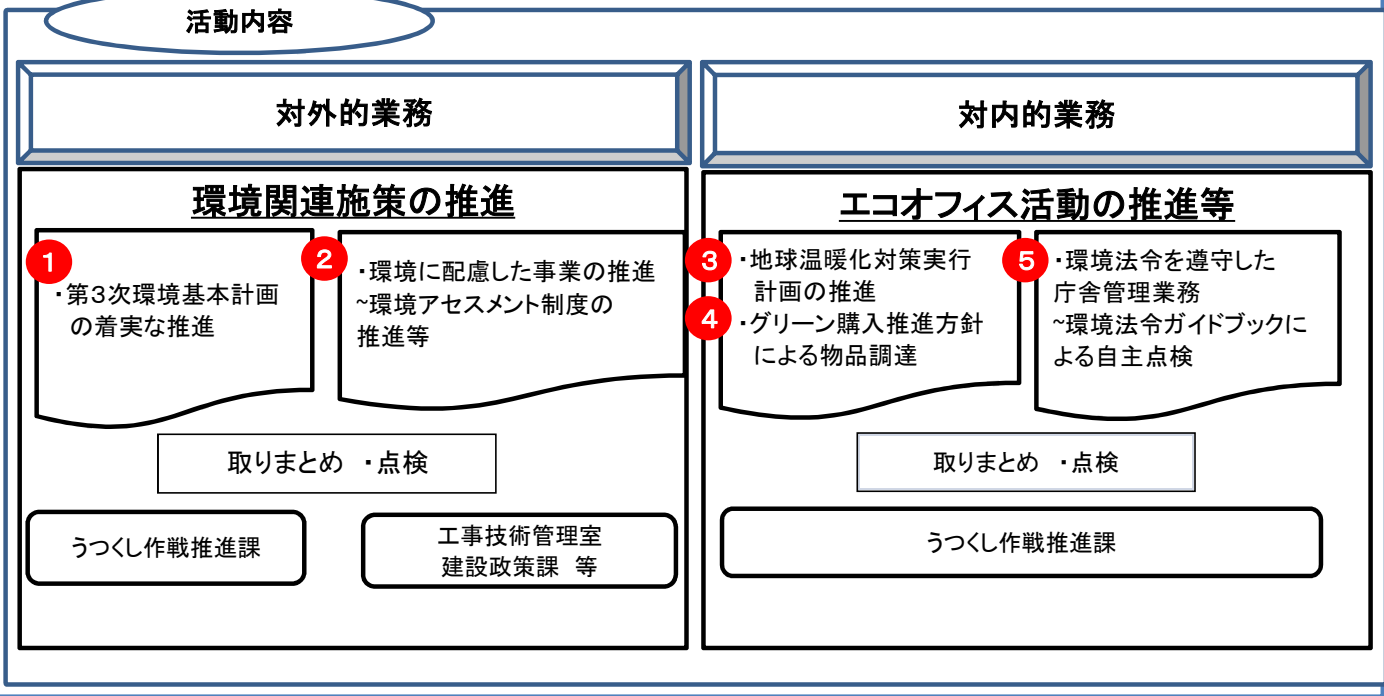
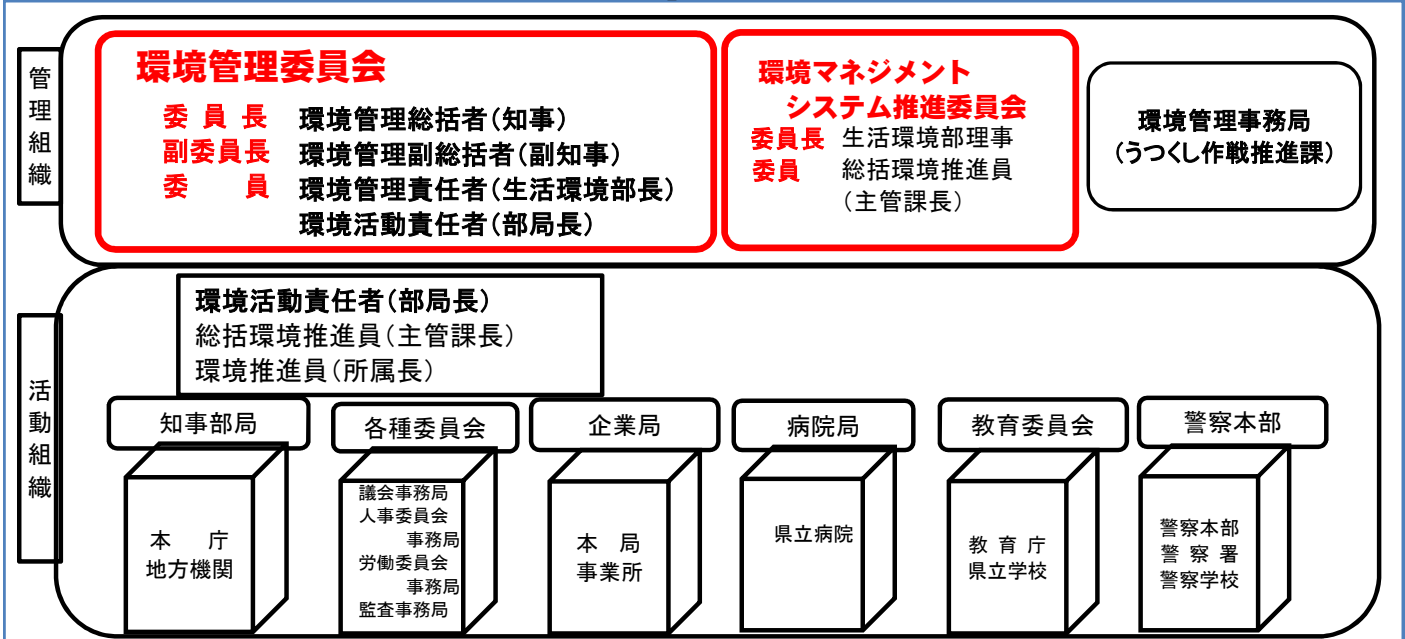
このシステムの取組状況等について、専門的かつ客観的な評価及び透明性を確保するため、毎年1回環境審議会総合政策部会による外部評価を行う。

#### (1) 根拠 要綱第12条

#### (2) 評価内容 要綱第13条

- ① 大分県新環境基本計画に基づく施策の進捗状況、目標の達成状況等  
前回(R1.11.21)報告済み
- ② 環境影響評価法、大分県環境影響評価条例、大分県環境配慮推進要綱に基づく事業の概要等及び大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業の件数  
別紙2のとおり
- ③ 第4期大分県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく温室効果ガス排出量の実績等  
別紙3のとおり
- ④ 大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績等  
別紙4のとおり
- ⑤ 環境法令を遵守した庁舎管理業務  
別紙5のとおり

# 大分県環境マネジメントシステム (H23年4月稼働) (EMS: Environmental Management System)



事業活動における主体的・継続的・組織的な環境負荷の低減

## 平成30年度環境影響評価（アセスメント）指導審査実績

平成31年3月31日現在

## ○環境影響評価法対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	(仮称)国東市国見風力発電事業	(合) NWE-09インベストメント	風力発電総出力最大4.5万kW級	H30.11.26付けで配慮書に対する知事意見発出
2	(仮称)四浦半島風力発電事業	電源開発(株)	風力発電総出力最大6.45万kW級	H30.11.26付けで配慮書に対する知事意見発出

## ○環境影響評価条例対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	大分工場次期原料山開発事業	太平洋セメント(株)	土地改変の面積274ha	H31.2.8付けで実施計画書に対する知事意見発出
2	(仮称)大分野津太陽光発電事業	(株)ティーティーエス企画	土地改変の面積75ha	H31.1.23付けで準備書に対する知事意見発出
3	(仮称)国東風力発電事業	(株)サン・アクセス	風力発電事業7,480kW	H30.5.14付けで実施計画書に対する知事意見発出

## ○大分県環境配慮推進要綱対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	一般国道388号(畑野浦～楠本BP工区)道路改良事業	県	公有水面埋立2.0ha	環境影響評価書受理(H31.2.7)
2	一般国道388号(畑野浦～楠本BP工区)道路改良事業	県	道路延長3.6km	環境配慮調書受理(H31.2.7)

## ○大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業

対象事業部局	事業の種類	事業件数
土木建築部	道路事業	5
合計	道路事業	5

## 第4期大分県地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量の実績等

### 1 大分県地球温暖化対策実行計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県が率先して自らの事務事業について温室効果ガス排出量を削減し、県全体の排出量削減を一層推進する。

- ・第1期計画期間 平成12～16年度
- ・第2期計画期間 平成17～22年度
- ・第3期計画期間 平成23～27年度(基準年度:平成22年度、目標年度:平成27年度)
- ・第4期計画期間 平成28～令和2年度(基準年度:平成26年度、目標年度:令和2年度)

### 2 削減目標、目標年度排出量及び平成30年度実績

項目	単位	H26 (基準年度)	H29	H30			R2(目標年度)	
				実績	対基準年比	対前年比	目標値	対基準年比
温室効果ガス排出量	t-CO2	58,541	49,965	44,376	▲ 24.2 %	▲ 11.2 %	55,614	▲5%
電気	t-CO2	45,661	37,308	32,452	▲ 28.9 %	▲ 13.0 %	43,378	▲5%
使用量	千kwh	76,296	76,355	74,123	▲ 2.8 %	▲ 2.9 %	72,481	
庁舎冷暖房用等燃料	t-CO2	6,043	6,330	5,888	▲ 2.6 %	▲ 7.0 %	5,741	
ガソリン	t-CO2	4,326	3,957	3,787	▲ 12.5 %	▲ 4.3 %	4,110	
その他(軽油等)	t-CO2	2,511	2,370	2,249	▲ 10.4 %	▲ 5.1 %	2,385	
コピー用紙の購入量 (県立学校除く)	千枚	82,172	75,785	78,168	▲ 4.9 %	3.1 %	69,846	▲15%
水の使用量	千m3	792	736	705	▲ 11.0 %	▲ 4.2 %	752	▲5%
可燃ごみの排出量	千kg	955	933	880	▲ 7.9 %	▲ 5.7 %	907	▲5%

契約業者	H26	H29	H30
九州電力	0.613	0.462	0.438
イーレックス	0.500	-	-
丸紅	0.389	-	-
みらい電力	-	0.401	0.390
F-Power	0.491	-	-
新出光	-	0.518	-
エネサーフ	-	0.493	-
ナンワエナジー	-	0.544	-
V-Power	-	0.464	-
新電力おおいた	-	0.358	-
パネイル	-	0.499	0.438

※電気使用量に係る排出係数

- ①温室効果ガス排出量－基準年比で24.2%減少  
(理由) 基準年に比べ電気のCO2排出係数が改善したため
- ②コピー用紙の購入枚数－基準年比で4.9%減少  
(理由) 両面印刷、2in1印刷、裏紙利用の徹底、電子決裁の促進、タブレット端末を利用した会議の開催など職員のコピー用紙削減意識の向上のため
- ③水の使用量－基準年比で11.0%減少  
(理由) 自動水栓化及び節水意識の定着のため
- ④可燃ごみの排出量－基準年比で7.9%減少  
(理由) ごみの分別意識の定着のため

## 大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績

### 1 目的

県内における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者のグリーン購入への転換を促す。

### 2 根拠

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年5月公布）  
大分県グリーン購入推進指針（平成14年4月策定）（以下、「指針」という。）

### 3 取組

環境物品の選択に当たっては、価格や品質などに加え有害物質の使用が削減されていること、エネルギーの消費が少ないこと、さらにリサイクルされた部品や素材等を使用していることなど環境負荷の低減に配慮した物品の調達に努める。

具体的には、指針に基づき毎年度重点的に調達すべき環境物品等及び調達目標を定め、県庁におけるグリーン購入を推進する。

### 4 平成30年度基準外1購入実績 1, 826, 550円

※ 基準外1購入・・・早急に必要で、選択している余地がなかった

※ 詳細は次項を参照

## グリーン購入推進方針による物品調達

(単位:円)

大分類名	主な品目名	H28	H29	H30
		基準外1 購入額	基準外1 購入額	基準外1 購入額
紙類	コピー用紙、ティッシュペーパー など	816,753	480,749	817,097
文具類		688,201	407,943	270,794
オフィス家具等	いす、机、棚、ホワイトボード など	228,737	0	45,887
OA機器	複合機、プリンタ、トナーカートリッジ など	317,745	279,475	170,005
移動電話	携帯電話	0	0	0
家電製品	冷蔵庫、テレビ受信機、電子レンジ など	61,344	0	0
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ストーブ など	19,800	0	0
温水器等		0	0	0
照明		61,307	53,286	54,485
自動車等	自動車、乗用車用タイヤ など	59,616	21,300	0
消火器	消火器	0	0	0
制服・作業服	制服、作業服、帽子、靴	253,471	1,300,295	0
インテリア・寝装寝具	カーテン、毛布、ふとん など	17,267	0	6,000
作業手袋	作業手袋	10,077	4,517	12,189
その他繊維製品	ブルーシート、旗、のぼり、幕類 など	4,396	2,685	2,138
設備	燃料電池、日射調整フィルム など	0	0	0
災害備蓄用品	レトルト食品、一次電池 など	51,030	8,164	0
公共工事	製材(製材、集成材、合板、単板積層材) など	31,048	0	0
役務	印刷、庁舎管理、クリーニング など	2,872,097	770,138	447,955
合計		5,492,889	3,328,552	1,826,550

(基準外1) 早急に必要で、選択している余裕がなかったため

### 上記対応となった理由

- ① 在庫管理ができていなかったため
- ② 新規設置所属であり、物品の在庫がなかったため
- ③ 担当者が失念していたため



## 環境法令を遵守した庁舎管理業務

・チェック時期は、①年度当初、②法令等の改廃等により基準等が変更したとき、③施設や設備の新設又は改築や変更が発生した場合

設置名称	該当の判断	関係法令	主な遵守・基準等の内容	点検施設数	異常施設数
ボイラー(冷温水発生機)	ばい煙を排出する設備があれば該当	・大気汚染防止法 ・(市町村火災予防条例)	・排出基準の遵守 ・設置の届出、変更届 ・ばい煙量等の測定・記録 ・事故時の処置義務	23	0
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉がある所は該当	・大気汚染防止法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・大分県廃棄物の適正な処理に関する条例 ・(市町村火災予防条例)	・排出基準の遵守 ・設置の届出、変更届 ・排煙の測定 ・悪臭が生ずる物の焼却の禁止 ・焼却の禁止	8	0
非常用発電機(ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関)	非常用発電機がある所は該当	・大気汚染防止法 ・電気事業法 ・(市町村火災予防条例)	・排出基準の遵守 ・設置の届出、変更届	57	0
毒物・劇物	毒物・劇物を持つ所は該当	・毒物及び劇物取締法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・消防法(圧縮アセチレンガス等貯蔵、取扱いの届出)	・取扱 ・表示 ・事故の際の措置 ・廃棄 ・投棄の禁止	63	0
貯油施設	貯油施設は該当	・消防法(圧縮アセチレンガス等貯蔵、取扱いの届出) ・水質汚濁防止法(貯油施設) ・高圧ガス保安法 ・(市町村火災予防条例)	・貯蔵・取扱の届出 ・設置、変更の許可 ・定期点検 ・事故発生時の応急処置、通報 ・事故発生時の措置、届出 ・危険時の応急措置と届出事務 ・火気等の制限 ・帳簿の記載と保存 ・事故の届出 ・現状変更の禁止	44	1
排水処理施設	特定施設は該当	・水質汚濁防止法(貯油施設除く) ・瀬戸内海環境保全特別法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・河川法施行令 ・大分県生活環境の保全等に関する条例	・排水基準の遵守 ・特定施設の設置、変更の届出 ・排出水の汚濁状態の測定 ・測定記録、保管 ・事故時の届出 ・排出の制限 ・汚水の排出の届出	18	0
公共下水道に排水する施設	排水施設があれば該当	・下水道法	・使用開始等の届出 ・水質の測定、記録	16	0
浄化槽	浄化槽があれば該当	・浄化槽法	・設置等の届出 ・設置後等の水質検査 ・保守点検、清掃、定期検査 ・廃止の届出	154	1
業務用冷凍空調機器(業務用エアコン、冷凍機等)	業務用エアコン・冷凍冷蔵庫等があれば該当	・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	・機器の適切な場所への設置 ・点検の実施、記録の保存、修理の実施 ・漏えい量の報告 ・機器廃棄時のフロン類の回収 ・解体工事業者への書面交付 ・廃棄時の委託確認書の交付 ・回収業者からの引取証明書の保管	79	1
	高圧ガスがあれば該当	・高圧ガス保安法 ・消防法(圧縮アセチレンガス等貯蔵、取扱いの届出)(*)高圧ガス、保安法の規定が優先	・貯蔵基準の遵守 ・保安責任者の選任 ・帳簿の記載、保存 ・貯蔵・取扱の届出	0	0
送風機	・定格出力により判断	・騒音規制法	・特定施設の設置届出 ・騒音規制基準	2	0
圧縮機	・定格出力により判断	・振動規制法	・特定施設の設置届出 ・振動規制基準	1	0
産業廃棄物	産業廃棄物があれば該当	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・大分県廃棄物の適正な処理に関する条例	・産業廃棄物の適正処理、清潔の保持 ・産業廃棄物の保管の届出 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び報告(※)特別管理産業廃棄物があれば該当	82	0
PCB廃棄物	PCB廃棄物があれば該当	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)	・適正な保管及び届出 ・適正な処分	3	1
計				550	4